

消防安第138号
平成17年7月6日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁防火安全室長



「立入検査マニュアル」、「違反処理マニュアル」等の改正について

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号）により、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第2項（特殊消防用設備等の設置維持命令）が追加されたこと、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）により、処分を行う場合における取消訴訟の教示が義務づけられたこと、不動産登記法（平成16年法律第123号）及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）により、不動産及び商業等に係る登記簿謄（抄）本が登記事項証明書に改められたことに伴い、所要の整備を図るとともに、「量販店等における当面对応すべき防火安全対策の強化について」（平成17年1月19日付け消防予第5号・消防安第7号）等を反映させるため、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について」（平成14年8月30日付け消防安第39号）で送付した両マニュアル及び「消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用について」（平成14年11月29日付け消防安第117号）を別添の新旧対照表のとおり改正しますので通知します。

つきましては、改正内容に留意の上、引き続き、防火対象物の法令違反に対する是正指導等を徹底するようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、違反処理データベースに掲載されている両マニュアルについては現在、改正更新の作業を進めておりますので申し添えます。